

令和7年8月1日

入札参加希望者様

那 覇 市 長
(学校給食課)

回 答 書

入札案件名	開南学校給食センターで使用する都市ガス供給業務	
質 問		回 答
契約書（案）第6条において、ガス料金の支払い方法については特に明記されておりませんが、下記のような旨の文言を追加することは可能でしょうか。		契約書につきましては、入札及び入札参加資格審査後、那覇市と落札者で協議の上、必要となる場合は支払い方法についての文言を追加することを可とします。
「甲はガス会社（乙）の「供給条件等または約款等」に基づき支払い方法を定めることができる」		
仕様書項目7（1）にて消費機器の調査、危険発生の周知に対する責任、とあるが、ガス器具の故障等の供給以外の部分が発生した際は供給会社が修理等の対応を行うのか、もしくは器具等々の修理・メンテナンスについては他の業者が対応するのか。		ガス消費機器に故障等が発生した場合は、別途契約の上、修繕等を行います。契約の相手方については、状況に応じて選定します。